

京都市告示第 29 号

昭和63年9月1日京都市告示第134号（河川法による河川工事の施行）の一部を河川法第16条の3第2項の規定により，次のように改めます。

平成22年4月1日

京都市長 門川大作

第1項「河川の名称及び区間」を次のとおり改めます。

1 河川の名称及び区間

名 称		区 間		
事業名	河川名	上 流 端	下 流 端	延 長
都市基盤河川 改修事業 西羽束師川	西羽束師川 支川	京都市伏見区久我森 ノ宮町7番地の15地 先	西羽束師川への 合流点	2,000m

第3項「河川工事の期間」を次のとおり改めます。

3 河川工事の期間

昭和63年9月1日から平成42年3月31日まで

参考

昭和63年9月1日京都市告示第134号（平成10年6月25日京都市告示第154号により一部変更）

1 河川の名称及び区間

名 称	区 間		
	上 流 端	下 流 端	延 長
西羽束師川支川	京都市伏見区久我森の宮 町7番地の15地先	西羽束師川への合流点	2,000m

2 河川工事の内容

都市基盤河川改修事業

3 河川工事の期間

昭和63年9月1日から平成22年3月31日

(建設局水と緑環境部河川整備課)